

改正耐震改修促進法に係る提出書類について（所管行政庁が定める書類）

【福岡市版】

	施行細則 条番号	細則第2条	細則第3条		細則第4条				細則第5条		
	項目	耐震診断結果の 報告	耐震改修計画の認定		基準適合建築物であることの認定（表示）				耐震改修の必要がある 区分所有建築物の認定		
	概要	『要安全確認計画記載建築物』『要緊急安全確認大規模建築物』所有者が所管行政庁を行う耐震診断の報告	建築物の耐震改修をしようとする者が、耐震改修計画を作成して所管行政庁に認定を申請。 （認定された耐震改修計画に基づく整備については、建築基準法の特例が適用される。）		建築物の所有者が、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨を所管行政庁に申請。 （所管行政庁の認定を受けると、基準適合認定建築物として、認定を受けている旨を表示することができる。）				耐震診断が行われた区分所有建築物の管理者等が、所管行政庁に対して当該建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請。 （認定を受けると、耐震改修の際の集団の決議要件が緩和。3/4以上から1/2以上へ。）		
	該当法律	法第7条、 附則第3条	法第17条第3項		法第22条第2項				法第25条第2項		
	省令	省令第5条第4項、 附則第3条	省令第28条		省令第33条				省令第37条		
	細分		計画が、耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合		建築物が、耐震関係規定に適合		建築物が、耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合				
			木造、 木造を含む	木造を含まず		検査済証あり	木造、 木造を含む	木造を含まず	検査済証あり	木造、 木造を含む	木造を含まず
省令で定められた 様式・提出書類	様式	21号様式	5、6号様式	5号様式	12号様式	12号様式	13号様式 6号様式	13号様式	12号様式	17号様式 6号様式	17号様式
	付近見取図				○						
	配置図				○						
	各階平面図				○						
	基礎伏図				○						
	各階床伏図				○						
	小屋伏図				○						
	構造詳細図				○						
	構造計算書		※4 ○	※4 ○	○		※4 ○	※4 ○		※4 ○	※4 ○
	検査済証					○			○		
	議事録の写し									○	○
所管行政庁が定める書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
所管行政庁（福岡市） で定めるもの	建物の現況がわかる書類				○	○	○	○	○		
	※1 ※2 評価書の写し	※3 ○ （診断）	○ （診断・ 改修計画）	○ （診断・ 改修計画）			○ （診断）	○ （診断）		○ （診断）	○ （診断）
	その他	・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 求積図 ・ 耐震診断した者が、省令第5条第1項に該当していることが分かる書類（耐震診断資格者）（※3）	・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 求積図	・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 求積図		・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 求積図	・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 求積図 ・ 耐震診断した者が、省令第5条第1項に該当していることが分かる書類（耐震診断資格者）（※3）	・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 求積図	・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 求積図	・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 求積図 ・ 耐震診断した者が、省令第5条第1項に該当していることが分かる書類（耐震診断資格者）（※3）	・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 求積図 ・ 耐震診断した者が、省令第5条第1項に該当していることが分かる書類（耐震診断資格者）（※3）

※1 既存建築物耐震診断・改修等全国推進ネットワーク委員会に登録する耐震判定委員会が判定したものとする。

※2 階数3以下の木造住宅を除く。

※3 細則の施行以前に診断が完了しているものは除く。

※4 施行細則にて提出を要しないよう定める。